

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年4月15日 千葉地方法務局 登記官 箕浦裕幸

記

意見又は資料の提出先

〒260-8518 千葉市中央区中央港1-11-3

千葉地方法務局不動産登記部門 所有者不明土地対策室

電話番号 043-302-1393

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
0400 - 2026 - 0001	千葉市中央区蘇我町二丁目	9 6 1 - 2	官有地	1 9 8
0400 - 2026 - 0002	千葉市中央区仁戸名町	4 9 5 - 1 3	雑種地	2 9
0400 - 2026 - 0003	千葉市中央区長洲一丁目	2 8	宅地	2 6 ・ 2 8
0400 - 2026 - 0004	千葉市中央区長洲二丁目	1 7 6	公衆用道路	3 8 6
0400 - 2026 - 0005	千葉市中央区長洲二丁目	1 7 8	公衆用道路	1 6
0400 - 2026 - 0006	千葉市中央区長洲二丁目	1 8 3	公衆用道路	1 6
0400 - 2026 - 0007	千葉市中央区長洲二丁目	1 8 4	公衆用道路	1 3
0400 - 2026 - 0008	千葉市中央区長洲二丁目	1 8 5	公衆用道路	6 2
0400 - 2026 - 0009	千葉市中央区長洲二丁目	1 9 4	公衆用道路	3 ・ 3 0
0400 - 2026 - 0010	千葉市中央区長洲二丁目	1 7 9	公衆用道路	8 5
0400 - 2026 - 0011	千葉市中央区長洲二丁目	1 8 1	公衆用道路	6 9
0400 - 2026 - 0012	千葉市中央区長洲二丁目	1 8 2	公衆用道路	1 6
0400 - 2026 - 0013	千葉市中央区長洲二丁目	1 9 1	公衆用道路	4 2
0400 - 2026 - 0014	千葉市中央区長洲二丁目	1 9 7	公衆用道路	9 9